

別表第3(第3条関係)

同一指数の場合の優先順位

順位	項 目
1	基本指数が高い世帯
2	兄弟姉妹が既に入所している場合
3	育児休業又は産後休業後に復帰する場合
4	認可外保育所等を利用しながら就労している場合
5	兄弟姉妹が2人以上で入所申込みを行っている場合
6	ひとり親世帯
7	保護者の疾病、障がい等
8	保護者が、親族の看護・介護をしている場合
9	対象児童が障がいをもっている
10	保護者以外に親族が居住していない
11	父母ともに求職中の場合
12	保護者全員が、居宅内労働自営業をしている場合
13	通勤時間が長い場合